

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

〈相談・問い合わせ〉

熊本東年金事務所

TEL 096(367)2503

役場 住民福祉課福祉係

TEL (62) 9195

国民年金は、年を取ったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年を取ったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金のポイント
①将来の大きな支えになります
国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
②老後のためだけのものではありません
国民年金には、年を取ったときの老齢年金の他、障害年金や遺族年金もあります。

●障害年金

病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。

●遺族年金

加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取ることができます。

■「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

①学生納付特例制度

学生の人は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

②「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■国民年金保険料の納付方法

として「2年前納（口座振替）」が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納が利用できるようになります。

2年前納（口座振替）の

- メリット
2年間で1万4千円程度の割引となります。
- メリット2
2年前納分の全額が、その年の社会保険料控除の対象となります。
- メリット3
口座振替を利用することで、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は、口座振替のみ利用できます（申し込み期限毎年2月末まで）。

詳しくは熊本東年金事務所または役場住民福祉課福祉係までお問い合わせください。

4月から ペースメーカーや人工関節などを入れた人に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカーや人工関節などを入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる人が増えたことにより、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が見直されます。

■ペースメーカーなどを入れた人（心臓機能障害）

3月まで

一律1級



4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定

※体内に入れた後に、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。

■人工関節などを入れた人（肢体不自由）

①股関節・膝関節

3月まで

一律4級



4月から

4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定

②足関節

3月まで

一律5級



4月から

5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

●経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請した人が適用されますが、3月31日までに診断書・意見書が作成された人については、6月30日までに申請すれば従来の基準で認定されます。

〈問い合わせ〉 役場 住民福祉課福祉係 TEL (62) 9195